

休憩時間の一齐付与の適用除外に関する協定書

国立大学法人琉球大学（以下「本法人」という。）と国立大学法人琉球大学千原事業場に勤務する職員の過半数を代表する者（以下「代表者」という。）は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第34条第2項の規定に基づき、休憩時間の一齐付与の適用除外に関し、次のとおり協定する。

（本協定が適用される職員）

第1条 本協定が適用される職員は、次の各号のとおりとする。

- (1) 国立大学法人琉球大学在宅勤務規程に基づき、在宅勤務に従事する職員。
- (2) 職員就業規則第40条6項で定める専門業務型裁量労働制を適用する職員。
- (3) 前号の職員を除き、琉球大学授業時間割編成基準第3条第1項で定める第3時限の授業科目を担当する職員。
- (4) 前2号の職員を除き、琉球大学授業時間割編成基準第3条第1項で定める第6時限以降の授業科目を担当する職員及び、第6時限目以降の授業科目の実施に関し必要な窓口対応等の業務に従事する職員。

（休憩時間）

第2条 前条の各号で定める職員の休憩時間は、次の各号のとおりとする。

- (1) 前条第1号で掲げる職員の休憩時間は、別表の休憩時間欄に掲げる休憩時間に変更して付与することができる。
- (2) 前条第2号で掲げる職員の休憩時間は、自身の裁量において労働基準法に定めるところにより各自取得するものとする。
- (3) 前条第3号で掲げる職員の休憩時間は、午前11時50分から午後0時50分に付与する。ただし、業務の都合上取得できない場合は、業務の遂行を勘案して労働基準法に定めるところにより各自取得するものとする。
- (4) 前条第4号で掲げる職員の休憩時間は、午後4時30分から午後5時30分に付与する。ただし、琉球大学授業時間割編成基準第3条第1項で定める第5時限目の授業科目を担当する職員の休憩時間は、業務の遂行を勘案して労働基準法に定めるところにより各自取得するものとする。

（協定に定めない事項）

第3条 この協定に定めない事項が生じた場合、その都度代表者と協議の上決定する。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

令和6年 3月28日

国立大学法人琉球大学
千原事業場過半数代表者氏名

宮里厚子



国立大学法人琉球大学長
西 田



別表

休憩区分	休憩時間	休憩区分	休憩時間
A	午前10時30分～ 午前11時30分	H	午後2時30分～ 午後3時30分
B	午前11時00分～ 午後0時00分	I	午後3時00分～ 午後4時00分
C	午前11時30分～ 午後0時30分	J	午後3時30分～ 午後4時30分
D	午後0時30分～ 午後1時30分	K	午後4時00分～ 午後5時00分
E	午後1時00分～ 午後2時00分	L	午後4時30分～ 午後5時30分
F	午後1時30分～ 午後2時30分	M	午後5時00分～ 午後6時00分
G	午後2時00分～ 午後3時00分		